

# 介護保険料に関する Q & A

平成30年10月作成

多賀城市保健福祉部介護福祉課

電話：022-368-1141

# も く じ

|      |   |       |
|------|---|-------|
| Q 1  | 介護保険料はいつから納めるのですか？  | 1 ページ |
| Q 2  | 65歳の誕生日を迎えたのですが、1か月分の介護保険料を丸々支払うのですか？   | 1 ページ |
| Q 3  | 介護保険サービスを利用していなくても介護保険料を払わなければならないのですか？   | 1 ページ |
| Q 4  | 介護保険料を納めないと、介護保険サービスを利用できないのですか？  | 2 ページ |
| Q 5  | 介護保険には必ず加入しなければならないのですか？  | 2 ページ |
| Q 6  | 死亡した場合、介護保険料はどうなりますか？   | 2 ページ |
| Q 7  | 多賀城市へ転入してきたのですが、今までは介護保険料が年金から天引きされていたのに、納入通知書が送られてきました。また、前住所地の介護保険料と異なるのはなぜですか？ | 3 ページ |
| Q 8  | 多賀城市から転出した場合、介護保険料はどうなりますか？   | 3 ページ |
| Q 9  | 国民健康保険に加入しており、65歳になっても国民健康保険料の明細に介護保険料が含まれているのですが、二重払いになりませんか？                    | 4 ページ |
| Q 10 | 世帯主である夫（67歳）と妻（62歳）の2人で国民健康保険に加入していますが、介護保険料はどうなっていますか？                           | 4 ページ |
| Q 11 | 世帯主である夫（67歳）と妻（62歳）で、会社の健康保険に加入していますが、扶養家族である妻の介護保険料はどうなりますか？                     | 4 ページ |
| Q 12 | 65歳以上の介護保険料が、国民健康保険税に含まれていた介護保険分より高額になったと思うのですが？                                  | 5 ページ |
| Q 13 | 介護保険料納入通知書が届きましたが、年金から引かれるのではありませんか？  | 5 ページ |
| Q 14 | 年金からの天引きの通知をもらいましたが、口座振替に変更できますか？   | 5 ページ |
| Q 15 | 65歳になりました。年金から介護保険料を差し引いてもらうために、何か手続きが必要ですか？                                      | 6 ページ |

## も く じ

|       |  |         |
|-------|--|---------|
| Q 1 6 | これまで介護保険料は年金から天引きされていたのに、なぜ納付書が届いたのですか？  | 6 ページ   |
| Q 1 7 | 年金が年額 1 8 万円以上あるのに年金から介護保険料が差し引かれていないのですが？   | 6 ページ   |
| Q 1 8 | 施設入所のため他市町村へ転出したのに、多賀城市から介護保険料の納付通知が来たのですが？  | 7 ページ   |
| Q 1 9 | 介護保険料はどのように決められているのですか？  | 7 ページ   |
| Q 2 0 | 介護保険料の「基準額」とは何ですか？   | 7 ページ   |
| Q 2 1 | 同じくらいの年金の額の人と、介護保険料が違うのはどうしてですか？   | 8 ページ   |
| Q 2 2 | 介護保険料の所得段階を決定するにあたり「前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額」を用いて判定する項目がありました。合計所得金額には課税年金収入の所得金額も含まれているため、重複した金額を用いて賦課しているのではないですか？ | 9 ページ   |
| Q 2 3 | 所得税がかからないため所得税の確定申告も住民税の申告もしていません。介護保険料の計算はどうなりますか？  | 9 ページ   |
| Q 2 4 | 生活が苦しく、介護保険料を支払っていくことが困難です。どうすればいいですか？   | 1 0 ページ |
| Q 2 5 | 年金から天引きされる介護保険料の額が均等でないのはどうしてですか？  | 1 0 ページ |
| Q 2 6 | 年金は「後払い」なのに、介護保険料の天引きは「先払い」なのはなぜですか？   | 1 0 ページ |
| Q 2 7 | 市民税非課税であれば、介護保険料も全額免除されるのが妥当ではないですか？   | 1 1 ページ |

**Q 1 介護保険料はいつから納めるのですか？**

A 1 40歳になった月から納めていただきます。40歳から64歳までは加入している健康保険の保険料などと併せて納めます。65歳になった月からは第1号被保険者となり、健康保険とは別に介護保険料のみ多賀城市に納めていただくこととなります。市へ納めていただくのは、65歳の誕生日の前日が属する月の分からとなります。

【例】誕生日が7月1日→6月分から納入。

誕生日が7月2日→7月分から納入。

**Q 2 65歳の誕生日を迎えたのですが、1か月分の介護保険料を丸々支払うのですか？**

A 2 介護保険料は、健康保険料と同様に月割賦課となっています。介護保険法により、資格を得た月（65歳到達又は転入）から介護保険料がかかり、資格を失った月（死亡又は転出）は介護保険料がかからないことになっています。そのため、日数に関係なく、65歳になる月から第1号被保険者の介護保険料の計算対象となり、また、健康保険に含まれる介護保険料分は、その前月までの計算となっています。

なお、1日生まれの方は前月末日が満年齢到達日になりますので、前月を含めて介護保険料が計算され、健康保険に含まれる介護保険料分は前々月までの計算となっています。

**Q 3 介護保険サービスを利用していなくても介護保険料を払わなければならないのですか？**

A 3 介護保険サービス利用の有無にかかわらず、全ての被保険者が介護保険料を納めることとなります。介護保険制度は大きく2つの役割があり、1つは社会全体で介護が必要な人を支えること。もう1つは、地域の高齢者全般を対象に、介護が必要な状態とならないために介護予防（地域支援事業）に取り組むことです。介護が必要となった方の自立した暮らしを助け、介護する家族の負担を減らし、また元気な高齢者の介護予防（地域支援事業）としての側面をもつ、介護保険制度の仕組みと介護保険料の大きな役割にご理解ください。

**Q 4 介護保険料を納めないと、介護保険サービスを利用できないのですか？**

A 4 介護保険料を納めていなくても、介護保険サービスを利用することは可能です。ただし、災害などの特別な事情を除き、介護保険料を2年以上納めていなかった場合には、未納であった期間に応じて、本来は「9割～7割」が支給されるはずの保険給付額が「7割～6割」の支給に減額される措置が取られます（給付制限措置）。

**Q 5 介護保険は必ず加入しなければならないのですか？**

A 5 介護保険は皆保険制度です。本人の届け出がなくても65歳以上の全ての方が「第1号被保険者」となります。介護保険サービス利用の有無に関わらず、全ての被保険者に介護保険料を納めていただきます。介護保険は、被保険者一人ひとりに介護保険料をご負担いただき、社会全体で介護を支える社会保障制度です。ご理解ください。

**Q 6 死亡した場合、介護保険料はどうなりますか？**

A 6 死亡日の翌日が資格喪失日となります。この資格喪失日の前月までを月割り計算し、過不足が生じる場合は、後日、通知書にてご遺族の方へお知らせします。死亡された方が年金を受給していた場合、ご遺族は年金保険者（日本年金機構、共済組合等）に手続きをしてください。ご遺族が死亡届を出しても年金保険者が年金からの介護保険料の徴収を停止するには3か月程かかるため、死亡後に振り込まれる年金から介護保険料が徴収されることがあります。納め過ぎていた場合は、年金保険者の事務処理後、多賀城市から還付することになります。もし、不足していた場合は、不足分の納付書を送付させていただきます。

**Q 7 多賀城市へ転入してきたのですが、今までは介護保険料が年金から天引きされていたのに、納入通知書が送られてきました。また、介護保険料の金額が異なるのはなぜですか？**

A 7 介護保険は各市町村が保険者となりますので、今回のように転入したことによって保険者が変更となった場合、新しく保険者となった多賀城市と年金機構で、改めて介護保険料を年金天引きするための調整が必要となり、年金からの天引きが一時中止となります。年金機構との調整が完了するまでの間（1年程度）は、納付書にて介護保険料を納めていただきます。

なお、年金天引きを停止するまでには3か月程度期間を要します。そのため、多賀城市に転入した後も、転入前の市町村分の介護保険料が年金天引きとなります。納めすぎた保険料は、後日、還付されますので、転入前の市町村から通知が届くまでお待ちください。

また、介護保険料は各市町村で介護保険サービスにかかる費用を基に算定していますので、お住まいの市町村によって介護保険料の金額が異なります。

ただし、今回のように転入した直後ですと、保険料を算定するための情報（世帯の課税状況や前年の収入等）が多賀城市にありませんので、暫定的に基準額で賦課となります。その後、転入前の市町村から保険料を算定するための情報が届きしだい、再度算定してお知らせします。

**Q 8 多賀城市から転出した場合、介護保険料はどうなりますか？**

A 8 介護保険料は多賀城市と新住所地の市町村とで月割り計算となります。例えば、1月20日に転出した場合、12月分までが多賀城市へ納入、1月分からは新住所地の市町村の介護保険料がかかります。

**Q 9 国民健康保険（以下、国保）に加入しており、65歳になっても国民健康保険税の明細に介護保険料が含まれているのですが、二重払いになりませんか？**

A 9 65歳になると、月割りで、健康保険（国保を含む。）に含まれる介護保険料分から、多賀城市が所得段階別に賦課する介護保険料に変わりますので、二重払いになることはありません。

なお、多賀城市の国保では、年度の途中で65歳になる場合、その前月までの介護保険料分を翌年3月まで均等にした金額で納入していただいていますので、納入時期は65歳以上の介護保険料の納入時期と重なりますが、二重払いにはなりません。

**Q10 世帯主である夫（67歳）と妻（62歳）の2人で国民健康保険に加入していますが、介護保険料はどうなっていますか？**

A10 この場合、夫は65歳になられた月から第1号被保険者として多賀城市に介護保険料を納めていただくこととなりますが、国民健康保険税は、世帯主課税となっております。被保険者の人数、所得を基に計算をします。世帯主が65歳以上であっても、世帯内に40歳以上65歳未満の第2号被保険者がいる場合、世帯員の介護保険料分を計算に含め、世帯主に納めていただくようになります。今回の場合、世帯主（夫）は、第2号被保険者（妻）の介護保険料を含む国民健康保険税のほか、第1号被保険者として介護保険料を別に納めていただくこととなります。

**Q11 世帯主の夫（67歳）と妻（62歳）で、会社の健康保険に加入していますが、扶養家族である妻の介護保険料はどうなりますか？**

A11 この場合、夫は65歳になられた月から多賀城市に第1号被保険者として介護保険料を納めていただくこととなりますが、会社の健康保険の扶養家族として加入する妻は、介護保険料を個別に納める必要はなく、ご負担はありません。

**Q12 65歳以上の介護保険料が、健康保険税に含まれていた介護保険料分より高額になったと思うのですが？**

A12 40歳から64歳までの健康保険税に含まれる介護保険料分の算定は、加入されている健康保険によって異なります。たとえば社会保険や共済保険は、勤め先の事業所が半額を負担しています。しかし、65歳以上の介護保険料では折半がありません。65歳以上の介護保険料は、世帯の市民税課税状況やご本人の合計所得などに基づき所得段階別に賦課します。個人の収入状況等により差がありますが、一般的には65歳以上の介護保険料の方が高額になります。

**Q13 介護保険料納入通知書が届きましたが、年金から引かれるのではないのですか？**

A13 65歳になられた方は、年金受給の有無にかかわらず、最初は全員が納入通知書の納付（普通徴収）となります（口座振替を申し込まれた方はご指定口座からの振替となります）。その後、年金天引きが可能な方であると年金保険者（日本年金機構、共済組合等）が判断した方については、1年程度で年金からの天引きが開始されます（特別徴収）。

**Q14 年金からの天引きの通知をもらいましたが、口座振替に変更できますか？**

A14 介護保険はできません。介護保険法第135条第1項及び第2項の規定に基づき、原則として、年金受給額が年間18万円以上の方は、年金から天引きをすることになっています。被保険者の保険料納付の利便を図るとともに、収納関係経費を抑え、確実な収納を行うために介護保険法で定められています。これにより、年金を受給されている方は、原則として自動的に年金からの天引きとなり、本人希望による納付書や口座振替での納付方法への変更はできません。



**Q15 65歳になりました。年金から介護保険料を差し引いてもらうために、何か手続きが必要ですか？**

A15 年金からの天引き（特別徴収）は自動的に開始されますので、手続きの必要はありません。ただし、特別徴収を行うまでの準備期間中は、多賀城市から送付した納付書による納付（普通徴収）をしてください。特別徴収が始まる際には、事前にお知らせいたします。

**Q16 これまで介護保険料は年金から天引きされていたのに、なぜ納付書が届いたのですか？**

A16 年金天引き（特別徴収）の方は、次の事由に該当すると、年金からの天引きが一時的に停止となることがあります。この場合、1年程度で年金天引きが再開されますので、それまでは納付書または口座振替（普通徴収）で納めていただくことになります。

- ・他の市町村から転入してきた場合
- ・受給されている年金の種類が変わった場合（例：老齢年金⇒遺族年金など）
- ・年金の現況届の提出が遅れた場合
- ・年金を担保に借入れがあった場合
- ・税の確定申告などにより、介護保険料額が減額となった場合 など

※ 税の修正申告により介護保険料の増額更正となる場合、増額分のみが普通徴収となり、特別徴収と並行して納めていただきます。

**Q17 年金が年額18万円以上あるのに年金から介護保険料が差し引かれていないのですが？**

A17 年金の金額が年18万円以上の人でも、次のような場合などは納付書で介護保険料を納めていただきます。

- ・年度途中で65歳になったとき
- ・年度途中で介護保険料額が変更になったとき
- ・年度途中で他の市町村から転入したとき など

**Q18 施設入所のため他市町村へ転出したのに、多賀城市から介護保険料の納付通知が来たのですが？**

A18 転出先が住所地特例制度に該当する介護施設である場合には、施設の住所地ではなく、転出前と同様に多賀城市が継続して保険者となり、介護保険料の納付のほか、更新申請や認定調査などの手続きを継続して行います。

住所地特例制度とは、介護施設を多く抱える自治体が介護保険給付等の負担が過大になることを是正するための制度です。

**Q19 介護保険料はどのように決められているのですか？**

A19 介護保険サービスを利用した場合、その「1割～3割」は利用者が直接負担しますが、残りの「9割～7割」は介護保険制度が負担することになっています。その介護保険が負担する額の半分は、国、県、市が負担し、残りの半分以上を被保険者の方々に納めていただく介護保険料で賄っています。介護保険料は、40歳から65歳未満の方（「第2号被保険者」という）の負担割合と、65歳以上の方（「第1号被保険者」という）の負担割合が、人口の比率等で全国均一に定められています。このうち「第1号被保険者」が負担する介護保険料は、3年に1度、各市町村が今後3年間に必要が見込まれる介護サービスに要する費用の見込みを立てて算出しています。（多賀城市介護保険事業計画）

**Q20 介護保険料の「基準額」とは何ですか？**

A20 「基準額」とは、全国の65歳以上の高齢者のほぼ中心になる所得状況の方が負担する保険料額をいいます。該当する要件は全国の市町村が同じで、①「本人の住民税が非課税」②「同一世帯のどなたかが住民税を課税」③「本人の前年の合計所得金額が80万円を超える」方が該当となります。その他の所得状況の方々については、基準額に、その所得状況に応じた「調整率」をかけて算定します。なお、新聞等では、月額保険料でよく表していますが、これは年額を12か月で均等に割った場合の金額であり、実際の賦課額（支払う額）は納付方法等によって異なります。

**Q21 同じくらいの年金の額の人と、介護保険料が違うのはどうしてですか？**

A21 介護保険料は、本人の所得だけでなく世帯の市民税の課税状況も影響します。例えば、年金の額が同じであっても、同世帯に市民税課税者がいるかないかで保険料が異なりますので、下の表で対象となる方をご参照ください。

また、介護保険料は均等払いではありませんので、保険料の年額が同じだとしても、1回あたりに納めていただく金額は異なる場合があります。

【参考】多賀城市の介護保険料の段階表（2018年度～2020年度）

| 所得段階  | 対象となる方   |                    | 調整率   | 月額保険料   |
|-------|--|--------------------|-------|---------|
| 第1段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者の方</li> <li>老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方</li> <li>世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> </ul> |                    | ×0.35 | 2,030円  |
| 第2段階  | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年収入額と合計所得金額の合計が   | 80万円超<br>120万円以下の方 | ×0.65 | 3,770円  |
| 第3段階  |  | 120万円超の方           | ×0.70 | 4,060円  |
| 第4段階  | 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年収入額と合計所得金額の合計が  | 80万円以下の方           | ×0.75 | 4,350円  |
| 第5段階  |  | 80万円超の方            | 基準額   | 5,800円  |
| 第6段階  | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が  | 120万円未満の方          | ×1.15 | 6,670円  |
| 第7段階  |  | 120万円以上200万円未満の方   | ×1.30 | 7,540円  |
| 第8段階  |  | 200万円以上300万円未満の方   | ×1.50 | 8,700円  |
| 第9段階  |  | 300万円以上400万円未満の方   | ×1.70 | 9,860円  |
| 第10段階 |  | 400万円以上500万円未満の方   | ×1.85 | 10,730円 |
| 第11段階 |  | 500万円以上の方          | ×2.00 | 11,600円 |

**Q22 介護保険料の所得段階を決定するにあたり「前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額」を用いて判定する項目がありました。合計所得金額には課税年金収入の所得金額も含まれているため、重複した金額を用いて賦課しているのではないですか？**

A22 介護保険料の算定にあたっては、「前年の課税年金収入額」と「合計所得金額から年金収入に係る所得を除いた額」の合計金額を用いていますので、重複した金額ではありません。

本人が市民税非課税の場合は、所得段階の判定に「前年の課税年金収入額と合計所得金額」を用いますが、これは、所得の低い方の所得段階をより細分化するためです。仮に「課税年金収入額」のみで判定した場合、給与収入や事業収入、年金以外の雑収入が反映されず、また、「合計所得金額」のみで判定した場合、例えば年金収入のみの方は、公的年金等控除額（1月1日時点で65歳以上の方は120万円）を控除されるため、年金収入が120万円以下の方の合計所得金額が一律に0円となってしまうためです。

**Q23 所得税がかからないため所得税の確定申告も住民税の申告もしていません。介護保険料の計算はどうなりますか？**

A23 公的年金等を受給していない方又は非課税年金（障害年金、遺族年金など）のみを受給している方の場合は、所得税の確定申告又は住民税の申告をしていないと、介護保険料の算定に必要な「所得段階」が正しく判定できないので、自動的に基準額である「第5段階」として介護保険料が算定されます。また、収入が公的年金や個人年金のみで、所得税の確定申告又は住民税の申告もしていない方については、障害者控除や寡婦控除など、所得から控除できるものが算定されずに住民税が決定されている場合もあります。介護保険料は本人が住民税課税であれば上位の段階に決定されますので、場合によっては住民税の均等割が課税されてしまい、介護保険料の所得段階が実情よりも上がっている場合があります。このような場合は、住民税の申告をすることで介護保険料の算定に用いる「所得段階」が変わる可能性がありますので申告をお勧めします。なお、市民税の申告方法や必要書類等は、市民経済部税務課（市役所1F⑧番窓口）までお問い合わせください。

**Q24 生活が苦しく、介護保険料を支払っていくことが困難です。どうすればいいですか？**

A24 介護保険制度では、65歳以上の方の全ての方に介護保険料を賦課することを原則としており、所得の低い方などの負担が大きくなるよう、保険料額を決める時点での所得や課税状況を反映し保険料額を決定しています。ただし、災害などの特別な事情で一時的に介護保険料が納められなくなったときは、徴収の猶予や減額、免除などが認められる場合がありますので、介護福祉課（市役所6F窓口）へご相談ください。その他、納付方法及び納付金額については、市民経済部収納課（市役所1F⑦番窓口）へご相談ください。

**Q25 年金から天引きされる介護保険料の額が均等でないのはどうしてですか？**

A25 年間保険料は前年の課税状況等が確定する6月に決定します。そのため、4月・6月・8月の介護保険料は仮徴収として、前年度の2月と同額を納めていただきます。6月に決定した年間の保険料額から、4月・6月・8月に納付いただいた保険料額を差し引いた残りの介護保険料を10月・12月・2月の年金から納付いただきます。そのため、金額が均等にならない場合が多いです。なお、前年度と比較して、年間の保険料額が大きく差がある方については、1回分の納付額が概ね均等になるように、8月分から調整（平準化）させていただく場合もあります。

**Q26 年金は「後払い」なのに、介護保険料の天引きは「先払い」なのはなぜですか？**

A26 お見込みのとおり、年金は後払い（例：2月・3月分を4月支払い）に対し、介護保険料の天引きは先払い（例：4月・5月分を4月に支給される年金からの天引き）となっています。これは、年金は支給日（偶数月15日）を迎えることで初めてご自身の財産となることや、支給された年金から当月以降の生活費を拠出することが妥当であるとの判断から、「支給された年金から当月・翌月分の介護保険料を徴収することが望ましい」との考えに立っています。また、介護保険料は均等支払いではない（Q25参照）ため、一概に「何月分」と説明ができないこともあります。何卒ご理解ください。

**Q27 市民税非課税であれば、介護保険料も全額免除されるのが妥当ではないですか？**

A27 介護保険制度開始時からご指摘のある内容です。これについては、生活保護基準以下で市民税非課税の被保険者に対し、介護保険料を賦課しても（介護保険料を全額免除しなくても）合憲適法であるとの判例が過去にありますので、ご参照ください。

- ・ 2003年（平成15年）12月 2日 ●●地裁判決
- ・ 2004年（平成16年） 5月27日 ●●高裁判決
- ・ 2006年（平成18年） 3月28日 最高裁第三小法廷判決

【損害賠償請求事件 平成16年（オ）1365】＜判決要旨（一部改変）＞

介護保険法施行令38条では、その保険料率を被保険者本人及び世帯の負担能力に応じて5段階に区分するとともに、境界層該当者に対する負担軽減規定を設けており、●●市介護保険条例は、これらに従って規定されたものである。

●●市介護保険条例は、第1号被保険者等が災害等により著しい損害を受けるなどした場合における保険料の徴収猶予及び減免を規定していること。

また、生活保護受給者については、生活扶助として介護保険の保険料の実額が加算して支給されることから、●●市介護保険条例が介護保険第1号被保険者のうち市民税が非課税とされる者について、一律に保険料を賦課しないものとする旨の規定又は保険料を全額免除する旨の規定を設けていないとしても、それが著しく合理性を欠くということはなく、また、経済的弱者について合理的な理由のない差別をしたものではない。したがって、●●市介護保険条例が上記の規定を設けていないことは、憲法14条（生存権）及び25条（財産権）に違反しない。